

議事日程 平成25年6月7日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の行政報告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第19号～議案第27号)

午前9時30分 開会

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。本日は平成25年第2回定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集をいただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成25年第2回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大川隆城君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番中山五雄君及び1番原田希君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（大川隆城君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日より6月14日までの8日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第3 町長の行政報告

○議長（大川隆城君）

日程第3. 町長の行政報告。

町長の行政報告をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。平成25年第2回上峰町議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私とも大変御多用のこととは存じますが、御出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

それでは、早速、各課順に行政報告をいたします。

まず、総務課でございます。

人事につきまして、今年度3名の新規採用を行いました。昨年度中に5名の退職者があり、今年度4月1日現在の職員数は、昨年同期の職員数70名より2名少ない68名となりました。よって、4月1日付の異動は最少限度で行ったところでございます。今年度も佐賀県町村会の統一試験を通して採用を行っていく予定をしておりますが、年々職員が減少している状況にありますので、今年度は募集人数をふやしたいと考えております。

交通安全関係では、小・中学校の新年度登校日に合わせて4月8日から15日の間、交通指導員による街頭指導が行われました。また、交通教室が小学校において19日、中学校では22日に実施されました。

消防関係では、4月14日に上峰町消防団入退団式を挙行いたしました。今年度の退団者は10名で、新入団者8名の任命を行いました。何かと御多用のところ、議員様を初め、消防委員様、区長様など御臨席を賜り、大変感謝申し上げます。5月12日には通常点検や各個訓練等の教養訓練を実施いたしました。また、5月30日には佐賀県消防操法大会へ出場する選手の結団式を行いました。選手となられた消防団員5名は7月28日の大会を目指して6月4日より訓練に励まれております。

水防関係では、5月28日に目達原駐屯地、久留米駐屯地第4特科連隊、佐賀地方气象台、鳥栖警察署、鳥栖土木事務所、鳥栖・三養基地区消防事務組合、西消防署など、関係機関に御参加いただきまして、水防防災パトロールを実施し、町内危険箇所点検を行いました。

消費生活においては、平成18年度から専門相談員による消費生活相談所を開設しております。今年度も毎月2回相談日を設けまして、住民の皆様の相談窓口として活用されています。

次に、企画課。

1. 企画係。広域行政では、4月11日に鳥栖・三養基地区連携事業実施進行管理委員会が基山町で開催され、首長会に向けた協議が行われました。

4月18日に鳥栖・三養基地域連携事業の一環として、災害時における避難者の相互受け入れに関する協定、締結式がメディアに公開して鳥栖市で行われました。また、締結式後に鳥栖・三養基地域ビジョンに基づく首長会が開催され、（仮称）将来のあり方検討委員会の設置が確認されました。連携事業の検討、実施のために7部会が設置されておりますが、5月10日に企業誘致部会が鳥栖市で同月15日に定住促進部会がみやき町でそれぞれ開催されました。

統計調査では、今年度は上峰町が佐賀県統計協会東部支部長となっている関係で、5月23日に本町庁舎会議室で総会を開催し、今後の事務に向けた情報交換も行いました。

広報誌の発刊では、4月30日に各課の代表者を集め、私も出席して、広報誌づくりの意見交換会を開催し、より町民目線の広報誌を実現するため、今後とも協議していくこととしました。

鎮西山の管理では、車道の草刈り等を委託するため、5月14日に現場説明会、5月21日に入札会を行い、業務委託の発注を完了しました。

2. 財政係。予算・決算では、4月下旬から6月補正予算に係る要求及び査定等の事務を進め編成作業を終えました。また、5月からは決算統計のための基礎資料収集を開始しております。

庁舎管理では、空調設備、保守点検業務を委託するため、4月16日に現場説明会、4月23日に入札会を行い、業務委託の発注を完了しました。その後、夏に向けた空調設備点検、5月5日、6日に実施しました。

ほかの町有財産等の管理では、5月15日に庁舎南駐車場、婦人の家、中の尾団地内下水処理場跡地、庁舎北側駐車場周辺等への除草剤散布をいたしました。また、同日の午後5時30分から庁舎会議室でAEDの取扱説明会ということで、佐賀総合警備が講師を迎え、町職員を対象に実施いたしました。

佐賀東部緩衝緑地維持管理協議会事務局の業務といたしまして、緑地内の下草刈り等を委託するため、4月25日に現場説明会、5月2日に入札会を行い、業務委託の発注を完了しました。また、5月7日に緑地内の茶畑で吉野ヶ里町大曲地区の皆様にご指導者をお願いし、三田川中学校の1年生による体験茶摘みを開催いたしました。来年は上峰中学校の生徒が体験茶摘みを行うこととなっております。

次に、住民課でございます。

1. 窓口係。4月末現在の人口は9,589人、昨年と同時期と比較しますと75人の増、世帯数では3,332世帯で、52世帯の増となっております。現在、昨年6月に着手した戸籍の改製作業を順次進めております。内容は、現在、戸籍3,600件及び除籍、改製原戸籍5,900件の情報をこれまでの和紙による管理からコンピューターによるデータ管理に置きかえる作業で、当初の計画どおり本年8月3日より一時稼働、現在、戸籍3,600件の電算化を迎える予定です。このことの町民の皆様へのお知らせと周知については、2月の広報誌と5月2日より上峰町ホームページにて掲載をしております。

あわせて、東日本大震災の経験を踏まえ、戸籍法第8条に基づき、法務省が整備しております戸籍副本管理システム、LGWANを利用してデータを遠隔地に保存するシステムへの接続を9月末に行う予定です。このことによって災害時における正本及び副本が同時に滅失する危険性が防止されることとなります。戸籍事務の電算化により、安全な管理、証明発行

時間の短縮、読みやすさ等の面で飛躍的な住民サービスの向上が図られるものと考えているところです。今後も個人情報の漏えい防止に最善の努力を尽くしながら、なお一層、住民サービスの向上に心がけてまいります。

2. 子育て支援係でございます。保育事業については4月1日現在、ひかり保育園77名、ひよこ保育園かみみね114名、広域保育13園で42名、計233名の保育に欠ける児童の保育の実施を行っております。また、他市町から住所転入者からの保育園相談については、要望を聞きながら手続を行っております。

児童手当については、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給するものであります。対象者は中学卒業前までの児童を養育されておられる方です。現在、6月10日月曜日に6月定期払い、2月から5月分の受給予定者718名に向け、準備を行っております。また、平成25年度分の児童手当現況届、前年度の所得等を確認するための提出依頼を受給者の皆様へ通知文を出しており、漏れのないように6月広報紙にてお知らせをしております。

次に、地域主権戦略大綱、平成22年6月22日閣議決定による地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）が施行され、本年4月1日より母子保健法第20条に基づき、養育医療の給付、養育のため病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療を国、県及び市町で負担する制度の給付事務を県から市町へ権限移譲されております。

3. 環境係。2月7日から2月20日までの2週間、目達原自衛隊の飛行空域内である前牟田地区学習等供用施設において、県くらし環境本部環境課の協力を得ながら、航空機騒音測定を実施いたしました。測定結果については、県の指導を仰ぎながら解析中であります。

3月5日、第2回上峰町環境審議会を開催いたしました。審議内容は、昨年11月29日に開催した第1回目の継続審議で、吉野ヶ里町環境審議会より依頼を受けた佐賀東部中核工業団地内21企業の進出に伴う環境保全協定及び公害防止協定基準書の制度改正に伴う見直し等でございます。審議の結果、国、県の基準値により進めることを認める答申を町長へ行いました。その後、3月28日、吉野ヶ里町環境審議会が開催され、本町同様、答申が出されております。現在、吉野ヶ里町環境課と内容協議中であります。

4月7日と4月11日に行いました狂犬病予防に基づく狂犬病予防集合注射の実績は、登録犬419頭中186頭の接種でした。御協力ありがとうございました。

5月1日より昨年に引き続き地域全体で地球温暖化問題の解決に取り組む環境にやさしいまちづくりの推進のため、住宅用太陽光発電システム設置補助制度、システムの出力1キロワット当たり20千円とし、上限80千円を助成しております。

次に、一般廃棄物については、町内38カ所の収集場所において、資源物の分別収集を行ってごみの減量化に努めております。特にペットボトル、アルミ缶、スチール缶、古紙につい

ては有価物として町の財源となっております。

不法投棄の早期発見については、環境美化推進員（区長）さんの方々の御協力を得ながら、看板設置による抑止及び防止に努めております。

最後に、6月2日、町内清掃活動の一環として県内一斉ふるさと美化活動を実施し、積極的に参加をいただいております。

次に、健康福祉課でございます。

1. 健康増進係。平成25年度の特定健診を6月19日水曜日から22日土曜日まで中学校体育館で実施する計画で進めております。また、今までも実施しておりました胃がん検診等の各種がん検診のほかに、今年度から50歳以上の前立腺がん検診も受診できるようにしております。なお、6月に受診できなかった方については、7月7日日曜日に再度実施し、多くの方が受診できる計画をしております。

平成24年度の特定健診の受診率は現在51%で、県内では2番目に高い受診率になっておりますが、今後もリピーターの方及び新規の方など、より多くの方が受診できるように啓蒙、啓発をしていきます。

関東、関西で流行していた風疹が九州でも患者が発生し始め、県内でも5月1日現在7名の患者が発生している状況で、佐賀県は予防接種の費用助成を6月の補正予算で急遽措置することになり、本町も今回の補正予算に計上し、安心して妊娠や出産ができるよう計画しております。

2. 保険年金係。平成25年度国民健康保険の被保険者証の更新業務を3月末に実施し、郵便等により1,011世帯（前年度同期988世帯）に交付しました。医療費の適正化として毎月レセプト点検を専門業者に委託し、資格及び診療内容等の点検を実施し、5月に医療費通知900通及びジェネリック医薬品差額通知15通を発送しました。

国民年金事務については、年金事務所と連携して、窓口及び広報誌を活用した制度の周知に努めております。

福祉介護係。社会福祉関係では、生活保護の役場での相談が平成24年度8世帯12人あり、相談された全世帯が認定されました。なお、平成24年度末での本町の生活保護世帯は37世帯55人であります。

平成25年3月末に平成25年度の福祉タクシー券の受給資格者156名に通知をし、43名の申請があり、交付をいたしました。なお、平成25年4月中の利用件数は62件で、金額にして38,440円になりました。

町内の居宅サービス事業所の指定取り消しについては、利用者の虐待の通報があり、県、鳥栖広域介護保健課、町で調査をして、平成25年3月11日から監査を実施しましたが、監査期間中の3月27日に事業所から県に廃止届がありましたので、規定により指定取り消し処分となりました。

次に、税務課でございます。税務課は課税の時期を迎え、税の適正課税と収納率向上に努めております。

1. 課税係。平成25年度の課税については、5月に固定資産税、軽自動車税を賦課しました。固定資産税は土地、家屋、償却資産、合わせて納税義務者3,648人に課税し、704,064千円、前年当初比5,481千円増の調定額となっています。土地は適正な価格を反映するため時点修正を実施しましたが、宅地造成も加わり、若干の減少がありましたが、反面、新築家屋の増加と企業の設備投資による償却資産増が上回り、全体的に増加を見ております。軽自動車税は延べ4,247台分課税し、22,837千円、前年当初比953千円増の調定額となっております。

町民税については、特別徴収義務者（会社等）へ9月中旬に1,145件、納税者2,693人に通知しました。なお、調定額は233,484千円を予定しています。普通徴収分の個人町民税及び国民健康保険税については、現在、6月の課税の準備で作業を進めております。

2. 収納係。平成24年度決算に向けて町税の収納状況につきましては、平成25年4月末現在で、町民税は381,245千円の収入で、徴収率98%、前年同期98.2%、法人町民税は205,063千円の収入で、徴収率99.7%、同99.9%、固定資産税は690,956千円の収入で、徴収率98.5%、同97.9%、軽自動車税は21,403千円の収入で、徴収率98%、同97.3%、町たばこ税は64,546千円の収入、入湯税は1,116千円の収入となり、現年度分総額で1,364,329千円の収入で、徴収率98.6%、前年同期98.3%となっております。滞納繰り越し分については15,722千円の収入で、徴収率24.1%、前年同期29%となっております。

また、国民健康保険税は現年度分で170,224千円の収入で、徴収率92.9%、前年同期92.8%、滞納繰り越し分は8,774千円の収入で、徴収率17.5%、前年同期18.6%となっております。

一般町税全体としては、前年同期比で31,013千円ほど増加しており、特に年少扶養廃止による個人町民税の増加及び法人町民税の増収、大手企業の業績回復等が影響している状況です。徴収率についても、現年分、滞納繰り越し分合わせて95.3%、前年同期94.4%で、0.9%の増となっております。

佐賀県滞納整理推進機構については、今年度派遣を見送りましたが、年間計画においては給与の差し押さえ強化月間実施や住民税の特別徴収の適正化に向けた共同取り組み等と一緒に参加する予定であります。今まで4年間、3名の係長職が徴収と滞納整理の知識を習得してきており、昨年度の派遣者については税務課内に配置し、2名の経験者のもとで情報交換し、徴収対策の連携強化体制を図っております。昨年の161名のうち、完納者を除く51名については町に引き継がれ、書面をもって今後の納付計画を協議しております。なお、平成24年度は引き継ぎ額の約40.54%、金額にして14,861千円の収納実績がありました。

徴収につきましては、4月に平成24年度分の滞納者、分納者を除く約226名に町税の一斉催告を送付し、決算日までの納税を強く促しました。未納額約10,814千円に対し約半数以上

の方が納付に応じてもらい、50%以上の収納率でありました。現在、滞納者対策としては、特に保険や預金の差し押さえ等に重点を置いて実施しつつ、連絡がつかない方に対しては携帯電話会社への契約情報調査で住所や携帯番号や口座情報を聞き取り、本人宅への臨戸と預金調査を実施して、滞納整理につなげております。

また、5月は徴収強化のため、健康福祉課と合同で国民健康保険税を重点に徴収を実施いたしまして、調整交付金基準を超える目標で徴収に努めました。今後についても、納税者の意識高揚を促しながら、滞納者へは納税相談を積極的に取り入れ、収支・生活状況等の把握に努め、滞納原因に応じた滞納整理を進めていきたいと思っております。

振興課でございます。

1. 建設係。工事発注につきましては、梅雨時期に合わせまして、中学校体育館横の水路堤防のかさ上げ工事及び住宅の道路側溝の不具合部分の改修工事を発注しております。これにより、住宅地への雨水被害から幾らかでも少なくなることを期待しております。

2. 管理係。坊所地区汚水処理施設の機能強化事業につきましては、平成24年度の大型補正を受け、今年度へ313,148千円の繰越明許を行っております。今回この予算の中で、処理施設の増設分の水槽までの土木工事の発注を行い、今議会へ請負契約の締結についての議案を上程しているところです。

住宅リフォーム緊急助成事業につきましては、今年度が最終年度となっており、10月末までに事業完了の予定です。本町におきましては、4月11日から25日までの申請受け付けを予定しておりましたが、初日だけで32件の申請があり、予定額に達しましたので、初日限りで申請を打ち切っております。

3. 産業商工係。今年度の米の生産数量目標が本町におきましては1,473トンと示されたのを受けまして、各生産組合に配分し、水稻生産実施計画書の取りまとめを行っており、7月には現地確認を行っていきます。なお、転作率は35.52%となっております。

また、戸別所得補償交付金につきましては、交付申請の受け付け事務を行っております。

次に、西峰地区にありますふれ愛菜園でございますが、今年度においても29区画全ての区画で契約がなされており、契約者の皆様にはこの農園において農業に触れ、親しみながら野菜や花づくりを通して収穫の喜びを味わっていただきたいと思っております。

農地・水保全管理支払交付金事業につきましては、昨年度より共同活動支援が15地区にふえ、農業者と非農業者による活動組織の中で、農用地、水路、農道等の資源を対象とする保全管理活動及び景観形成などの農村環境の保全のための農村環境保全活動などに対し、今年度も支援をしております。また、今年度からは向上活動支援交付金の対象地区にも支援の手を伸ばしていきたいと思い、国及び県へ予算の要求をいたしており、この6月議会に補正予算をお願いしているところです。

県営クリーク防災機能保全対策事業につきましては、地区の方より県営土地改良事業の申

請に必要な15人の申請者の選定をしていただきました。今現在、施工申請の公告縦覧を経て、関係受益者の同意徴集をお願いしているところです。

佐賀県緊急雇用創出基金事業につきましては、雇用の創出、上峰町の情報発信、町民のきずなづくりといたしまして、昨年度に引き続き長崎放送株式会社放送局へ放送時間を毎週金曜日に変更し、契約を締結いたしました。また、本年度よりカミング！上峰の情報誌を毎月の広報誌の中に折り込みとして全世帯へ配布しているところです。

今年度の新地下水水位制御システム「フォアス」事業につきましては、平成24年度の繰越予算により、三養基西部土地改良区、坊所、前牟田、江迎地区の残事業、219.3ヘクタールを昨年度に引き続き土地改良区が事業主体となって行ってまいります。

次に、教育課でございます。小・中学校では4月10日にそれぞれ入学式を挙行いたしました。議員、区長、多くの来賓の方の御参列を賜り、盛大に挙行できましたことにまず御礼を申し上げます。

新1年生、小学校90名、中学校112名の児童・生徒が入学して、はや2カ月が経過いたしました。その間、小学校では春の行事であるリレーカーニバル（4月27日）及び1年生を迎える会、歓迎遠足（5月2日）が実施されました。中学校では1年生の鎮西山登山（5月9日）、2年生の波戸岬少年自然の家での宿泊訓練（5月8日から5月9日）、3年生の関西修学旅行（5月8日から5月10日）など、計画どおり実施され、事故もなく無事終了することができました。

新1年生は小・中学校とも学校になれ始め、授業中は適度の緊張感を持って、しっかりと先生の話の聞き、落ち着いた学校生活を過ごしています。今後も上峰町教育の基本方針に基づき、学校教育の推進を図ってまいります。

中学校では、5月29日から5月31日まで韓国大神中学校、高等学校から16名の生徒が来日され、交流を実施いたしました。今回、16名の生徒を受け入れていただいた8家庭のホストファミリーの方々におかれましては、御協力を賜りありがとうございました。大神中学校の生徒さんたちは日本の楽しい思い出を胸に韓国に帰られたことと思います。

放課後児童クラブでは、1年生23人、2年生29人、3年生17人、4年生2人の計71人の児童で開設をしております。今後も子育て家庭を支援してまいります。

生涯学習課。

1. 生涯学習係。第18回子どもクラブスーパーキックベースボール大会が7地区11チームの参加のもと、にぎやかに開催されました。当日は盛夏を思わせる暑さでしたが、大きな声で仲間を守り立て、一生懸命プレーする姿が印象的でした。

また、7月に行われます青少年育成地区懇談会については、実行委員会を開催し、地区懇談会のあり方や開催要領について協議を行いました。「子供を地域で守り育てる」をメインテーマに各地区での取り組みを協議いただくとともに、小・中学校PTAにとどまらず、多

くの皆様の参加により青少年の健全育成について考える機会としていただきたいと存じます。

NHK公開放送、真打ち競演の開催日が6月21日に決定いたしました。落語、漫談、コントなど6名の出演者の競演により、2時間の収録となります。これを機会に多くの皆様に御歓談いただきたいと思います。

2. 生涯スポーツ係。恒例の町民体力づくり歩こう大会は、早朝の小雨模様にもかかわらず、452名の参加者をいただき、山頂での爽快感を満喫いたしました。さらに、今回は鎮西山さくら祭りとの同日開催ということで、多くの皆様に楽しんでいただけたものと思います。

ニュースポーツ講習会を分館長、住民スポーツ推進員の皆様を対象に開催し、アジャタ、スポーツ吹き矢、ダーツ、シャッフルボードの4種目を体験していただきました。特に6人制球入れのアジャタは時間を競いながら楽しく実施でき、新たな広がりを見せる種目として期待いたします。

同様に、総合型地域スポーツクラブ、ふれあい友遊かみみねにつきましても、老若男女、さまざまな年齢層の人が継続的にスポーツを楽しみ、いつでん、だれでん、いつまってんをテーマとして実施されます。多世代交流、みんなの生きがい等を目指して、ミニテニス、ソフトバレー、健康ウォーキングやラージボール卓球教室など、上峰町スポーツ推進員の皆様の協力を得ながら、多くの皆様に広く推進していきたいと思ひます。

続いて、文化課でございます。

文化財関係では、まず例年、国庫補助事業の適用を受けて実施している町内遺跡埋蔵文化財確認調査事業ですが、5月中に個人専用住宅建設工事に伴い、下津毛地区において1件の埋蔵文化財確認調査を実施し、各種開発と埋蔵文化財保護との調整を図りました。

次に、町指定文化財の維持管理に関しては、4月当初、前牟田圃法寺所有の2件の町指定文化財、阿弥陀如来立像、昭和63年3月指定、及び同所、昭和61年12月指定の文化財説明板において、経年劣化のため傷みが激しく改修してほしいとの所有者の要望を受け、新規に建てかえを行いました。

町内の伝統芸能につきましても、本年は米多浮立が奉納年にあり、4月に開催された保存会役員会において10月26日、27日、土日の奉納が決定されました。また、西宮浮立も保存会総会において10月20日曜日の奉納が決定され、本年は浮立を礎、中村、江迎、各地区が稚児舞を江越、八枚地区がそれぞれ担当されます。

図書館関係では、4月23日の子ども読書の日から5月12日まで、子ども読書週間が全国で実施されました。図書館では、この読書週間に合わせて4月27日におたのしみおはなし会を開催、絵本の読み聞かせ、パネルシアター、工作などを行い、幼児を中心に13名の子供と9名の親御さんが参加され、楽しいひとときを過ごされました。

5月11日には体験!!子ども図書館員教室を実施しました。小学生10名が参加し、カウンターでの貸し出し、返却業務、受け入れた図書館のコンピューターへの入力、図書の補修作業

など、日ごろの図書館員が行っている業務の一部を体験し、楽しかった、おもしろかったとの声をいただきました。本年7月、ふるさと学館は平成5年7月21日の開館から20周年の節目を迎えます。図書館では、この秋にも開館以来の利用者が25万人に達する見込みで、開館20周年と利用者25万人を記念して、25万人目の利用者の表彰などを計画しており、今議会に関連事業費を補正予算として計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

これで町長の行政報告が終わりました。

日程第4 諸般の報告

○議長（大川隆城君）

日程第4. 諸般の報告。

諸般の報告を行います。平成24年度上峰町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告をお願いいたします。

○企画課長（北島 徹君）

おはようございます。それでは、私のほうから平成24年度上峰町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして報告をさせていただきます。

計算書につきましては、お手元のほうに配付させていただいているというふうに思いますので、御確認をお願いいたします。

この件に関しましては、さきの3月臨時会でお認めをいただきました過疎地域等自立活性化推進交付金、社会資本整備総合交付金、地域の元気臨時交付金、学校施設環境改善交付金、これらを活用する繰越明許費でございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、御報告申し上げます。

それでは、計算書のほうを読み上げまして説明とさせていただきたいというふうに思いますので、繰越計算書をごらんいただきたいと思います。

平成24年度上峰町一般会計繰越明許費繰越計算書。

まず、款の6. 農林水産業費、項の1. 農業費、事業名、上峰むらの自立再生事業、翌年度繰越額5,000千円、5,000千円のうち国庫補助金5,000千円、一般財源ゼロ。

続きまして、款の8. 土木費、項の2. 道路橋梁費、3本でございます。事業名、道路防災点検事業、翌年度繰越額5,300千円、5,300千円のうち国庫補助金4,750千円、一般財源550千円、次に町道堤1、2号線改良工事、翌年度繰越額14,100千円、14,100千円のうち国庫補助金7,700千円、一般財源6,400千円、町道補修等事業、翌年度繰越額93,000千円、93,000千円のうち国庫補助金92,363千円、一般財源637千円。

続きまして、款の10. 教育費、項の1. 教育総務費、事業名、小・中学校トイレ改修事業、翌年度繰越額11,475千円、11,475千円のうち国庫補助金9,222千円、一般財源2,253千円。次

に、小学校防犯対策施設整備事業、翌年度繰越額11,260千円、11,260千円のうち国庫補助金9,579千円、一般財源1,681千円。

合計で、翌年度繰越額140,135千円、このうち国庫補助金が128,614千円、一般財源11,521千円でございます。

以上で一般会計の繰越明許費につきまして報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（大川隆城君）

続きまして、平成24年度上峰町農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告をお願いいたします。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、上峰町農業集落排水特別会計の繰越明許費分につきまして御報告申し上げます。

お手元の資料のほうの御確認をお願いしたいと思います。

資料に基づいて報告をいたします。

平成24年度上峰町農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書。

款の事業費、項の1の事業費、事業名といたしましては、坊所地区機能強化対策事業でございます。翌年度繰越額313,148千円でございます。繰越額の財源といたしまして、既収入特定財源が16,573千円、未収入特定財源といたしまして国庫補助金156,075千円、地方債140,500千円でございます。

この繰越額につきましては、今議会の中で提案しております坊所地区の機能強化事業の分について発注を終わっているところでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（大川隆城君）

日程第5．議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の一括上程、提案理由の概要説明を行います。

まず、議案第19号でございます。

議案第19号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分

したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年6月7日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

本議案は、地方税法の改正に伴い、緊急に上峰町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じ、平成25年3月29日に専決処分いたしましたので、報告し、承認を求めるものでございます。

後ほど主管課長より補足説明をします。

議案第20号 上峰町長及び副町長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、町長及び副町長の給料の支給額の規定を平成25年7月から平成26年3月までの間、3.3%削減することで改正するものでございます。

平成25年6月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続いて、議案第21号 上峰町教育委員会教育長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、教育長の給料の支給額の規定を平成25年7月から平成26年3月までの間、3.3%削減することで改正するものでございます。

平成25年6月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第22号 上峰町一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、一般職の職員等の給与の支給額の規定を平成25年7月から平成26年3月までの間、3.3%削減することで改正するものでございます。

平成25年6月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をします。

議案第23号 教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、条例別表備考欄の年度の記述について改めるために改正するものでございます。

平成25年6月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第24号 上峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

本議案は、道路法施行令が改正されたことにより改正するものでございます。

平成25年6月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第25号

平成25年度上峰町一般会計補正予算（第2号）

平成25年度上峰町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,708千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,436,538千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年6月7日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第26号 佐賀縣市町総合事務組合理約の変更に係る協議について。

本議案は、鹿島市が佐賀縣市町総合事務組合の共同処理に加入することに伴い、規約の変更を協議するものでございます。

平成25年6月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第27号

平成24年度（繰越分）農業集落排水事業〔機能強化〕坊所地区污水处理施設
建設工事の請負契約の締結について

平成24年度（繰越分）農業集落排水事業〔機能強化〕坊所地区污水处理施設建設工事の請負契約を次のとおり締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年上峰町条例第8号）第2条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 平成24年度（繰越分）農業集落排水事業〔機能強化〕
坊所地区污水处理施設建設工事
2. 請負金額 146,884,500円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額6,994,500円)
3. 契約の方法 指名競争入札
4. 契約の相手方 佐賀市兵庫町大字藤木768番地1
株式会社 大和建设

代表取締役 小山田 秀雄

平成25年6月7日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

以上、9議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

ただいま町長より9議案が一括上程されました。

補足説明を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

おはようございます。私のほうから議案第19号、上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての補足説明をいたします。

この改正は、地方税法の一部が改正されまして、国民健康保険税に係る改正規定が平成25年4月1日から施行されたことに伴う改正でございまして、国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合につきまして、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化する、ほかに特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間2分の1に減額するという現行措置に加えまして、その後の3年間を4分の1減額する措置を講ずる改正でございまして、

それでは、新旧対照表によりまして説明をいたします。

第13条の2、国民健康保険税の減額の第1項第1号のイ、①中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第16条及び第18条において同じ。）」を「以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過するまでの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第16条及び第18条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第16条及び第18条において同じ。）」に改め、③「特定継続世帯15,750円」を加える内容でございまして、

裏面2ページをお願いします。

エの後期高齢者支援金等課税額、①もイと同じように「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改めまして、③「特定継続世帯3,675円」を加え、同項第2号、イの世帯別平等割額、①も前号と同じように改めまして、③「特定継続世帯11,250円」を加え、エの後期高齢者支

援金等課税額、①も同じように改めまして、③の「特定継続世帯2,625円」を加える内容でございます。

3ページをお願いします。

同項第3号、イの世帯別平等割額、①も前号と同じように改め、③「特定継続世帯4,500円」を加えまして、エの後期高齢者支援金等課税額の①も同じように改めまして、③「特定継続世帯1,050円」を加え、第16条（国民健康保険税率）第1項第3号、アも同じように「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改めまして、ウ「特定継続世帯22,500円」を加える内容でございます。

4ページをお願いします。

第18条（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税の税率）の第1項第3号、アも同じように「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改めまして、ウ「特定継続世帯5,250円」を加え、附則第21項（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）中の「第3項」を「第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める内容でございます。

なお、附則で施行期日を平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第21項の改正規定につきましては、平成26年1月1日から施行するという事で、適用区分で平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度までの国民健康保険税につきましては、従前の例による。新条例附則第21項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税に適用するという事にしております。

以上で議案第19号の補足説明を終わります。御審議の上、御承認くださるようによろしくお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

皆様おはようございます。私のほうから議案第20号、21号、22号及び26号につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第20号から議案第22号につきましては、特別職及び一般職の給料をカットするための条例改正でございますが、皆様よく御承知のとおり、平成20年8月に人事院から国会及び内閣に対しまして、国家公務員の給与について勧告が行われ、これを受けまして、政府は平成25年1月24日に給与関係閣僚会議を開きまして、公務員の給与改定に関する取り扱いについて閣議決定したところでございます。その後、総務省より各地方公共団体に対しまして、国に準じて必要な措置を講ずるようによろしく要請されております。よって、平成25年7月からの施行に向けまして、各条例の一部を改正するものでございます。

町長、副町長、教育長及び一般職につきまして、平成25年7月から平成26年3月31日まで、

月例給を3.3%減額する内容でございます。

なお、この3.3%と申しますのは、減額された国家公務員の給与と本町の給与を比較したところでの平成24年度のラスパイレス指数103.3%の超えた部分の3.3%をカットするというものでございます。

それでは、議案第20号 上峰町長及び副町長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

右側が改正前で、左側が改正後でございます。

本則の第1条、アンダーラインを引いている部分でございますが、改正前の「平成22年4月1日から平成25年3月21日までの間の限り」といいますのを「平成25年7月1日から平成26年3月31日まで」ということで改めるものでございます。

それと、その下段でございますが、「100分の50」というのを「100分の3.3」ということに改めます。

なお、左側の改正後をごらんいただきますと、「ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。」ということを入れています。これは給与カットにつきましては月例給のみを行うというために、この文を追加しているところでございます。

続きまして、第2条でございますが、（副町長の給料の支給額）の件でございます。改正前「平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に限り」といいますのを「平成25年7月1日から平成26年3月31日まで」ということで改めるものでございます。

また、「給料月額に100分の20を乗じて」といいますのを「100分の3.3」ということで改めるものでございます。

また、副町長の分につきましても、ただし書きを入れています。この分については町長と同じく、給与カットにつきましては月例給のみ行うということでただし書きを入れているところでございます。

町長の現行の給料につきましては、月額709千円でございますが、減額を24千円行いまして、7月以降につきましては685千円ということになります。また、副町長の給料でございますが、現行は589千円、20千円減額いたしまして、改正後につきましては569千円ということになります。

続きまして、議案第21号の新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

この件につきましては教育長の給料でございますが、第1条の「平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に限り」というのを左側のほうの改正後を見ていただきますと、「平成25年7月1日から平成26年3月31日まで」ということで改めるものでございます。

また、100分の15というのを100分の3.3に改めるものでございまして、教育長の給料につきましてもただし書きで書いておりますように、「手当の額の算出の基礎となる給料月額に

については、この限りでない。」ということで、給与カットにつきましては月例給のみということでこのただし書きを挿入しているところでございます。

教育長の現行の月額給料については500千円でございますが、月額17千円カットいたしまして、改正後につきましては483千円ということになります。

続きまして、議案第22号 上峰町一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

右側が改正前で、左側は改正後でございます。

本則第1条の（一般職員の給料の特例）ということで、「平成22年4月1日から平成23年3月31日まで」といいますのを左側のほうをごらんいただきますと、「平成25年7月1日から平成26年3月31日まで」ということで改めております。

また、改正前の中段のところでございますが、「給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合」ということで改正前はなっておりますが、右側のほうでは「100分の3.3」ということで、職員の級にかかわらず3.3%のカットということで今回改正するものでございます。

また、改正後の「手当の額及び勤務1時間当たり」ということで書かせていただいておりますが、この分について一般職員につきましても、給与カットにつきましては月例給のみと、そういったことでございますので、その分を挿入させていただいているところでございます。

あと、改正前の第1条の1号、2号につきましては削るものでございます。

続きまして、第2条の（技能労務職員の給料の特例）でございますが、この分につきましても一般職員と同様に給与カットしていくというものでございます。それで、一般職員は68名おられるわけでございますが、その職員の9カ月分のカット額といいますと、5,973千円を見込んでいるところでございます。

以上が議案第20号、21号、22号の補足説明でございます。

最後に、議案第26号の補足説明をさせていただきます。

佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議についてでございますが、佐賀県市町総合事務組合が行っている事務のうちで、議会の議員その他非常勤公務災害補償等事務及び学校医等、公務災害補償事務につきまして、鹿島市が新たに共同処理に加入することに伴いまして、規約の変更を協議するものでございます。これは構成団体全てに規約の協議をされております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明があれば求めます。

○教育課長（小野清人君）

おはようございます。私のほうからは、議案第23号 教育振興基金の設置及び管理に関する

る条例の一部を改正する条例の補足説明を行います。

この条例につきましては、本年2月に開催されました定例議会において、寄附年度と備考欄の年度の違いを指摘を受けました。調査の結果、誤りの記載であるということが判明いたしましたので、備考欄の年度を正しい年度に変更する改正案でございます。

以上、補足説明を終わります。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明があれば求めます。

○振興課長（江崎文男君）

皆様改めましておはようございます。私のほうからは、議案第24号 上峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をいたします。

平成24年12月12日付において、道路法の施行令の改正に伴い、上峰町の道路占用料徴収条例の改正をするものでございます。今回の改正につきましては、道路占用料金表の中に新たに太陽光発電設備及び風力発電設備、並びに津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設を追加するものでございます。

議案第24号の道路占用料金表を御参照お願いしたいと思います。

議案第24号の道路占用料金表の3ページ目をお願いいたします。

3ページ目の上から2段目、3段目に当たるところなんですけれども、2段目の「令第7条第2号に掲げる工作物」、それと「令第7条第3号に掲げる施設」、この2つが今回追加するものでございます。

令第7条第2号に掲げる工作物につきましては、先ほどの説明の中に申し上げましたとおり、太陽光発電設備及び風力発電設備がここに入ってきます。また、令第7条第3号に掲げる施設につきましては、津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設がここに入ってきます。以上2項目の追加でございます。

また、占用料金につきましては、国に準じて占用料金の徴収ということになっております。

以上でございます。議員の皆様方の御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明があれば求めます。

○企画課長（北島 徹君）

私のほうからは、議案第25号 平成25年度上峰町一般会計補正予算（第2号）につきましての補足説明をさせていただきます。

予算書の準備をお願いいたします。

平成25年度上峰町一般会計補正予算（第2号）でございます。

予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正をお願いいたします。

歳入でございます。まず、款、補正額、計というふうに左のほうから右のほうに順次読み

上げてまいります。

款の13. 国庫支出金、補正額9,085千円、計337,032千円。

款の15. 県支出金、補正額△2,931千円、計220,854千円。

款の18. 繰入金、補正額34,195千円、計175,540千円。

款の20. 諸収入、補正額△の641千円、計36,419千円。

歳入合計、補正額39,708千円、計3,436,538千円でございます。

次に、3ページ、歳出のほうをお願いいたします。

款の1. 議会費、補正額△265千円、計78,394千円。

款の2. 総務費、補正額△3,510千円、計409,901千円。

款の3. 民生費、補正額△5,488千円、計923,254千円。

款の4. 衛生費、補正額9,900千円、計567,206千円。

款の6. 農林水産業費、補正額△3,179千円、計336,078千円。

款の8. 土木費、補正額1,073千円、計114,268千円でございます。

次のページをお願いいたします。4ページでございます。

款の9. 消防費、補正額23,731千円、計167,926千円。

款の10. 教育費、補正額17,446千円、計328,731千円。

歳出合計、補正額39,708千円、3,436,538千円でございます。

それでは、説明書を使いまして、中身の御説明をさせていただきます。

説明書の3ページをお願いいたします。歳入の一番最初のほうでございます。

2の歳入でございます。款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の7. 消防費国庫補助金、節の1. 消防費補助金7,956千円、防衛施設周辺民生安定施設整備事業費補助金でございます。これは町の消防本部のほうに消防ポンプ車を購入する予定にしておりますが、その際に防衛省の補助を受けるというものでございまして、補助額は基準額の3分の2というふうになっております。

続きまして、次の4ページをお願いしたいと思います。

款の15. 県支出金、項の2. 県補助金、目の2. 民生費補助金、節の4. 児童福祉費補助金2,436千円、安心子ども基金特別対策事業費補助金でございます。これにつきましては、少し飛びますが、11ページをめくっていただきたいと思いますが、11ページの歳出のところ、11ページの一番下ですが、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費の一番下のところの節の19. 負担金、補助及び交付金に歳出予算としまして2,437千円、安心子ども基金特別対策事業費補助金ということで計上しております。この分の歳入でございます。この安心子ども基金特別対策事業補助金に対して県のほうを通じていただく補助金ということでございます。

続きまして、同じ項の目の3. 衛生費補助金、節の1. 保健衛生費補助金△の6,572千円でございます。その説明でございますが、妊婦健診臨時特例交付金事業費補助金△の2,728

千円、それから子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業費補助金△の5,255千円と、2つの特例交付金を△にいたしておりますが、これらの事業につきましては、当初予算編成時には事業費の2分の1の特例交付金を受けて実施をするということといたしておりましたけれども、この交付金のほうが交付金から普通交付税への参入ということで、制度の変更が決定をされております。したがって、今回この補助金を減額いたしております。

続きまして、下の表、款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の1. 財政調整基金繰入金、節の1. 財政調整基金繰入金37,945千円でございます。これにつきましては、今回の補正予算の財源に充当するために基金を取り崩すというものでございます。

なお、この6月補正予算後の基金の積み立て予定といたしましては142,256千円というふうになります。

続きまして、すぐその下の目の8. 通学福祉バス運営基金繰入金、節の1. 通学福祉バス運営基金繰入金△の3,750千円というところでございます。これにつきましては、この基金の原資となっております特定防衛施設周辺整備調整交付金の使途の協議によりまして、平成25年度はこの運営に充てる金額を12,000千円を取り崩してその通学福祉バス運営の経費の財源とするということにいたしましたので、この繰入金の額を減額するものでございます。

それでは続きまして、6ページ、歳出のほうにお願いいたします。

歳出でございます。6ページの下の方の款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費、節の18. 備品購入費4,725千円、法制執務支援システム購入費でございますが——ちょっと済みません、順序を少し間違えました。

まず、今回歳出補正で全体的にこの予算書で共通しております項目について、先に御説明を申し上げたいと思います。

歳出予算の節の2. 給料、それから節の3. 職員手当等、節の4. 共済費につきましては、4月の人事異動などに合わせた調整と、先ほどから説明がっております一般職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例などの、いわゆる給与カットの上程に伴います減額を同時に行っております。これらの減額を合わせまして、全体では人件費といたしまして22,982千円の減というふうになっております。

それから、各種団体への補助金及び町有施設を管理していただいております地区への委託料につきましては、平成24年度同様の取り扱いということで、対前年比較で1割のアップということにいたしております。当初が骨格ということで、今回の6月でその対応をしておりますが、今回この1割アップ分を各分野について計上いたしております。これが全体で821千円になっております。

それから、さらに樹木管理委託に関しましては、委託先を老人クラブ連合会のほうから社会福祉協議会の中のシルバー人材センターへの変更を予定しております、それに基づきまして、見積もりを取り寄せまして、それについて計上いたしております。それについては

404千円ほど計上をいたしております。それが全体を通したものでございます。

それでは、改めまして6ページの節の18. 備品購入費4,725千円、法制執務支援システム購入費でございます。これは町の例規集の管理を紙ベースからデータベースに移行するというためにコンピューターソフトを購入するというものでございます。購入して、そのシステムが完成しました後につきましては、町のポータルサイトのほうにもこの例規集を掲載したいというふうに予定をいたしております。

続きまして、7ページ、同じ款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の3. 財産管理費、節の11. 需用費、金額が2,603千円、この説明で6. 修繕料2,203千円というふうに上げております。これの中身でございますが、別館の1階のほうに商工会のほうが事務所を移転するというので、この別館1階の空調の取りかえ費用、それから通学福祉バスの点検、車検については、財政系のほうで担当するというふうになりましたので、そのバスの点検、車検費用、それから庁舎の2階、3階の避難誘導灯のLED化の改修費用、それと庁舎1階のトイレにつきましては、調査の結果、配管自体を取りかえないといけないというようなことでございましたので、この配管の取りかえ費用、そういうもので2,203千円を計上いたしております。

次に、同じ目内の3つ下の節の18. 備品購入費、説明の公用車3,500千円でございます。これにつきましては、住民課で18年間使用しております軽自動車1台がございまして、これがもう限界だということで、これを更新したいということと、健康福祉課で17年間使用しております普通自動車につきましても調子が悪いというようなこともございまして、今回この車についてはハイブリッド車に更新をしたいということで3,500千円をお願いしているものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

11ページの款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の1. 社会福祉総務費、節の19. 負担金、補助及び交付金4,162千円、説明の町社会福祉協議会運営補助4,000千円でございます。これにつきましては、町の社会福祉協議会が設置、運営しておりますふれあい館の経営を支援するために補助するというものでございます。

次に、その下でございますが、同じ款の3. 民生費、項の2. 児童福祉費、目の1. 児童福祉総務費、節の19. 負担金、補助及び交付金2,437千円、先ほど歳入のところで少し申し上げましたが、歳出で計上いたしております。これにつきましては、町内のひかり保育園とひよこ保育園かみみねのほうが保育士の人材確保を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組むというための資金として交付をするというものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

13ページ、款の4. 衛生費、項の1. 保健衛生費、目の2. 予防費、節の13. 委託料2,820千円、予防接種委託料、これにつきましては新たな取り組みといたしまして、風疹ワクチン

接種委託を行うということでの委託料でございます。経費につきましては、2分の1を県のほうからの補助として受けるという予定にいたしております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

款の6. 農林水産業費、項の1. 農業費、目の3. 農業振興費、節の19. 負担金、補助及び交付金2,220千円、説明のほうの農地・水・環境保全向上対策支援事業費補助金2,110千円でございます。これにつきましては、共同事業のほうにおける農地1平米当たりの単価が当初予算時点では前年の4分の3というふうなことになっておりましたけれども、これがもとに戻って4分の4ということになりましたので、その分の増加分を計上いたしております。

それから、19ページをお願いいたします。

款の9. 消防費、項の1. 消防費、目の1. 非常備消防費、節の18. 備品購入費22,304千円、消防車購入費でございます。これは町の消防本部におきます消防ポンプ車を導入するための費用でございます。

続きまして、20ページ、款の10. 教育費、項の2. 小学校費、目の1. 学校管理費、節の15. 工事請負費2,200千円、給食用リフト改修工事でございます。これにつきましては、校舎内に給食を上の方に引き上げたり、空になったものを引きおろしたりする装置がございますけれども、これがもう老朽化して、どうしようもないような状態までになっているというようなことで、今回改修を計画しておるものでございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

款の10. 教育費、項の3. 中学校費、目の1. 学校管理費、節の15. 工事請負費4,700千円、受電設備改修工事でございます。これは校舎のほうの北西ですね、校舎と昔で言う古賀店との間ぐらいのところがございますけれども、設置をされておりますキュービクル式高圧受電設備というものが、これも老朽化をいたしまして改修する必要があるということで、今回計上をさせていただいております。

続きまして、23ページをお願いいたします。

款の10. 教育費、項の5. 社会教育費、目の2. 社会教育施設費、節の15. 工事請負費2,270千円、舞台装置改修工事でございます。これは町民センターのホールの舞台にございます幕とかバトンとかを上げおろしする昇降装置がございますが、この装置が老朽化をして改修する必要があるということでございますので、今回計上をいたしております。

以上で議案第25号の補足説明を終わります。よろしく御審議の上、御了解くださいますようお願いをいたします。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明があれば求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでございました。

午前10時56分 散会